

# 大分県報

平成二十九年  
号外（三一）  
三月三十一日

（金曜日）

## 目次

### 告示

大分県公共工事請負契約約款の一部改正……………

大分県土木設計業務等委託契約約款の一部改正……………

大分県建築設計業務等委託契約約款の一部改正……………

### 告示

大分県告示第二百二十九号

大分県公共工事請負契約約款（平成二十三年大分県告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三十四条第六項中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

第三十七条ただし書中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「前金払」を「前払金」に改める。

第四十六条第二項及び第三項中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

第四十九条第一項第一号中「第五十一条第二項」を「第六十三条第二項」に改める。  
第五十二条第三項中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

#### 附則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

大分県告示第二百三十号

大分県土木設計業務等委託契約約款（平成二十三年大分県告示第三百十七号）の一部を次

のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三十四条第六項並びに第四十一条第二項及び第三項中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

第四十三条第一項第一号中「第五十一条第二項」を「第六十三条第二項」に改める。  
第四十六条第一項及び第二項中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

第四十九条第三項中「民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）」を「民事訴訟法（平成八年法律第九号）」に改める。

#### 附則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

大分県告示第二百三十一号

大分県建築設計業務等委託契約約款（平成二十三年大分県告示第五百七十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第七条（B）中「第二章第二款」を「第二章第三節第二款」に改める。

第三十九条第六項並びに第四十六条第二項及び第三項中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

第四十八条第一項第一号中「第五十一条第二項」を「第六十三条第二項」に改める。  
第五十一条第一項及び第二項中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

第五十四条第三項中「民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）」を「民事訴訟法（平成八年法律第九号）」に改める。

#### 附則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。